

緊急セミナー

4月より、65歳までの雇用が義務付けとなりました
もう準備は、お済みですか？

「65歳までの継続雇用対策」と
「60歳からの給与の支払い方」セミナー

平成25年4月、法改正により、会社は、希望する社員に対して、65歳までの継続雇用を義務付けられます。

この法改正により、「就業規則はどうすればいいのだろう？」「60歳からの給与は、一体、どのように支払えばいいのだろう？」と悩む企業様が多数おられます。

本セミナーでは、今回の法改正により、会社が取り組まなければいけないこと、また、会社も社員も損をしない60歳からの給与の決め方（年金と雇用保険の給付を活用）を、ご説明いたします。

主催：株式会社マネジメント・スタッフ 協力：社会保険労務士法人アクシス

開催日 / 3月8日(金)

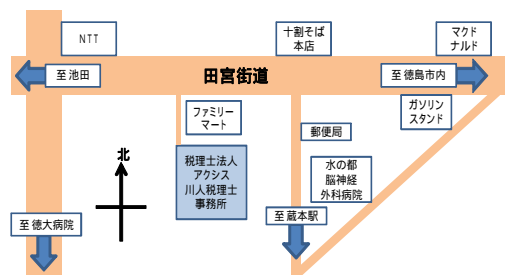
開催時間 / 13:30~14:30
(受付開始 / 13:00~)

場所 / 税理士法人アクシス川人税理士事務所
徳島事務所 2F セミナールーム

講師 / 社会保険労務士法人アクシス
社会保険労務士 代表社員 榎葉 稔

費用 / 1,000円
当日お支払いください

お問合せ / tel: 088-631-8119
mail: seminar@m-staff.com
セミナー担当: 笠井(雅)



お申し込み FAX: 088-632-6543

頂いた個人情報をもとに、(株)マネジメント・スタッフより各種情報提供をさせていただきます。

貴社名

ご参加者
代表者名

TEL

FAX

必ず記載

Email

ご所在地

〒